

広島県告示第八百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

令和八年七月三十日

広島県知事 横 田 美 香

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーション ハイホー	尾道市吉和町五四三五番地一	令和八年六月一日
かも歯科小児歯科	東広島市八本松東六丁目一番二九号 アリエス八本松一〇三	令和八年七月一日
かなえ薬局	東広島市西条町助美一一八二番地四	令和八年六月一日
かなえ薬局 寺家	東広島市西条寺家四七三二番地一	令和八年六月一日
杏薬局	東広島市福富町久芳三七九八番地二	令和八年六月一日
杏薬局 豊栄店	東広島市豊栄町乃美三二四〇番地	令和八年六月一日
ベル薬局 阿品台店	廿日市市阿品台四丁目一七番二七号	令和八年六月一日
もりもり訪問看護 ステーション	江田島市江田島町切串四丁目五番九号	令和八年七月一日
訪問看護ステーション かがやき安芸	安芸郡熊野町出来庭五丁目二〇番七号	令和八年六月一日